

令和5年度奨学生募集について（案内）

内子町では、高等学校又は大学への進学を希望していても、経済的な理由により就学が困難な方に対し町条例により、「内子町奨学資金」「高畑奨学資金」を無利子で貸与しています。貸与を希望される方は、次の要領により願書を提出して下さい。

1 募集人員（予定）

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	10人
		大学奨学生	10人
(b)	高畑奨学生	大学奨学生	2人

※ 大学奨学生には、専門学校等へ進学する者も含む。

2 貸与金額（予定）

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	月額 18,000 円
		大学奨学生	月額 50,000 円
(b)	高畑奨学生	大学奨学生	月額 70,000 円
(c)	貸与方法	高等学校奨学生	4月（新規は5月）、7月、10月、1月に各 54,000 円を貸与する
		大学奨学生（内子）	4月（新規は5月）、10月に各 300,000 円を貸与する
		大学奨学生（高畑）	4月（新規は5月）、10月に各 420,000 円を貸与する

3 貸与期間

令和5年4月から、進学した学校の最短修学期間

4 返還方法

高校・大学等を卒業して6ヶ月を経過した日から、教育委員会が定める期日までに返還していただきます。返還月は、4月、7月、10月、1月です。

1回の返還額は、次のとおりです。

(a)	内子町奨学生	高等学校奨学生	16,200 円(返還年数 10 年)
		大学奨学生(4年制大学の場合)	40,000 円(返還年数 15 年)
(b)	高畑奨学生	大学奨学生(4年制大学の場合)	42,000 円(返還年数 20 年)

5 応募資格

(a) 日本国民であつて、保護者が内子町に在住する者

- 1 内子町奨学生 来春、高等学校、大学・専門学校等に進学を希望する者
- 2 高畑奨学生 来春、大学・専門学校等に進学を希望する者

(b) 学業・人物ともに優れ、学資の支弁が困難であると認められる者

(c) 日本学生支援機構奨学金及び愛媛県奨学資金その他類似の奨学資金もしくは給付を受けない者

6 返還の猶予

特別な事情があるときに限り、返還が猶予される場合があります。

7 返還の免除

特別に認められたときに限り、返還が免除される場合があります。

- 1 内子町立中学校から内子町内の高等学校へ進学した成績優秀者（特別奨学生という）には、月額 10,000 円に修学月数を乗じた額が免除される制度があります。
- 2 大学奨学生が、返還期間中の 5 年間引き続き内子町に居住し、町民税の滞納がないとき、返還額のうち 100,000 円が免除される制度があります。
(最大 10 年間で、200,000 円の免除を受けることができます。)

※ 上記 1 及び 2 の内容については、「内子町奨学生」のみの免除制度です。

8 出願手続き

(a) 願書は次のところにあります

- * 来春高等学校等入学予定者 町内の各中学校・内子町教育委員会事務局
- * 来春大学等入学希望者 近隣の高等学校・内子町教育委員会事務局

(b) 上記用紙に必要事項を記入し、在学している学校まで提出して下さい。

* 「内子町奨学生」と「高畑奨学生」では貸与金額及び免除制度が異なりますので、大学奨学生の志願の際には「内子」・「高畑」の希望を明確にしたうえで提出をして下さい。

* 保護者等の所得証明を添付して下さい。(同居の有所得者全員)

(c) 願書の提出締め切りは、在学している学校が定めた日を厳守して下さい。

※ 奨学資金の貸与を希望される場合は、まず在学している学校にご相談下さい。

9 奨学生の決定

* 12 月上旬に開催予定の奨学生選考委員会の選考を経て、採用内定者及び補充候補者を決定した後、採用内定者の決定通知を送付します。ただし、入学を条件として採用しますので、入学届（在学証明書）の提出により最終決定します。

※ 最終決定後に誓約書を提出していただきますが、保護者以外で町内在住者の保証人 1 名が必要となります。

10 その他

この奨学金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

内子町教育委員会 学校教育課 TEL 0893-44-2124 担当：宮久保